

富山市外国人スキー客誘致推進事業助成金実施要領

(趣 旨)

1. この要領は、富山市外国人スキー客誘致推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

2. この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設をいう。(合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場等を除く。)

(助成金の交付)

3. 富山市は、富山市を訪問し富山市内の宿泊施設を利用する国外参加者を対象としたスキーツアーを企画販売した旅行会社もしくはツアーオペレーター（以下「旅行事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

(交付の要件)

4. 助成金の交付の対象となるスキーツアーは次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 10名以上の団体ツアーであること。
 - (2) 富山市内のスキー場を利用すること。
 - (3) 富山市内の宿泊施設を、富山市が指定する期間に宿泊すること。
 - (4) 申請者は旅行事業者等であること。

(助成金の額)

5. 助成金の額は、富山市内の宿泊施設で宿泊したツアー客1人1泊につき1,000円とし、延べ宿泊日数を乗じて得た額とする。

(助成金交付申請の手続き)

6. 助成金交付申請は、富山市が指定する日までに申請するものとし、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 富山市外国人スキー客誘致推進事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、富山市が必要と認める書類

(交付申請書の受理、審査及び支払い)

7. 富山市は、前条の規定する書類を受理審査し、第4条に規定する交付要件を満たすものについては、交付日が確定した際に、速やかに次の書類を送付し、助成金を交付するものとする。

(1) 富山市外国人スキー客誘致推進事業助成金振込通知書(様式第2号)

(返 還)

8. 富山市は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は既に交付した助成金の返還をさせることができる。

(1) この要領に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関して不正の行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、富山市が不相当と認めた時。

(様式第1号)

富山市外国人スキー客誘致推進事業
助成金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

(宛先) 富山市観光協会会長

住所又は所在地

氏名又は名称および代表者名

印

令和 年 月 (から令和 年 月まで)において富山市内で宿泊し、市内のスキー場を利用したスキーツアーを実施したので、富山市外国人スキー客誘致推進事業助成金を交付されるよう、次のとおり申請します。

記

「外国人スキー客誘致推進事業」に関する助成金一式

交付申請および請求額 金 _____ 円

担当者氏名	
電話番号/FAX番号	/
メールアドレス	
助成金振込先 銀行名	
口座番号	
口座名義	

添付書類

1. ツアーの旅行行程表等 (要押印)
2. 宿泊場所の証明ができるもの (領収書等)

(様式第1号) 海外送金の場合

全て英字で記入してください。

振込先銀行 PAYING BANK	
銀行コード・支店番号 SWIFT CODE	
銀行名・支店名 Bank and Branch Name	
住所・都市名・国名 Address	
申請者 PAYEE	
口座番号 Account Number	
口座名義 Payee Name	
住所 Payee Address	
電話番号 Phone No	